

南沢五丁目地区土地利用及び商業施設建設事業に関する基本協定書

中央不動産株式会社（以下「甲」という。）、イオン株式会社（以下「乙」という。）及び東久留米市（以下「丙」という。）は、甲が所有する東久留米市南沢五丁目1743番1他（敷地面積約5.5ha）（以下「当該地」という。）における土地利用及び乙が行う商業施設建設事業にあたり、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 丙は、当該地における土地利用の取り組みについて、地区計画制度の「再開発等促進区を定める地区計画」（以下「地区計画」という。）を定め、良好な市街地の形成に努めることとし、甲及び乙は、地区計画の主旨を尊重し、相互に良好な市街地形成の実現を図るとともに、地域社会の活性化と健全な発展に資するよう努めることとする。

（企画提案書）

第2条 乙は、地区計画の主旨に則り道路、公園、歩道状空地等の公共施設計画・交通計画・建築計画を東京都などの関係機関との事前協議、調整を実施した後、土地利用計画書（以下「企画提案書」という。）を作成し、丙に提出するものとする。

（公共施設等整備）

第3条 甲、乙及び丙は、企画提案書に定める事項及び地区計画に定める地区整備計画等を確実に履行するため、公共施設等についての整備、整備後の所有者、維持・管理に関する協定書を別に締結するものとする。

2 前項の協定書を締結するにあたり、再開発等促進区を定める地区計画運用基準に拠るもののほか、関係法令に則り、甲、乙及び丙が協議し定めるものとする。

（商業施設建設事業）

第4条 商業施設建設事業の内容は、乙が策定する。

2 乙は、商業施設建設事業に関連する東京都環境影響評価条例に基づいた環境アセスメントの手続きをし、甲は協力するものとする。

3 乙は、商業施設建設事業に関連する大規模小売店舗立地法の手続きをするものとする。

（地域貢献・社会貢献）

第5条 甲、乙及び丙は、地域社会の活性化と健全な発展に資することを目的とする地域貢献・社会貢献に関する事項について、誠意を持って協議するものとする。

(天災地変)

第6条 天災地変、その他甲及び乙の責めに帰さない事由で本協定の目的の遂行が不可能になった場合は、甲、乙及び丙協議の上、本協定は消滅するものとする。

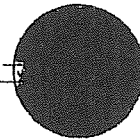
(信義則)

第7条 本協定に定めない事項について新たに定める必要が生じたとき、本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定める事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

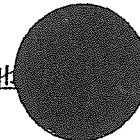
この協定の証として、本書3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月28日

甲 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
中央不動産株式会社
代表取締役 内海 基二



乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
代表執行役 岡田 元也



丙 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市長 野崎 重弥

